

※ 本公募は、令和3年度政府予算政府案に基づいています。今後、国会で成立する予算の内容に応じて事業実施内容等の変更があり得ることに御留意ください。

農山漁村振興交付金（都市農業共生推進等地域支援事業） 公募要領

第1 交付金の目的

都市農業は、新鮮な農産物の都市住民への供給、身近な農作業体験や交流の場の提供、心安らぐ緑地空間、災害時の避難場所の提供等の多様な機能を有しており、これらの機能が将来にわたって十分に発揮されるよう、その振興を図っていく必要があります。

しかしながら、都市部での農業経営は住宅地と密接・近接する特有の立地条件により、農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり、土砂流出等への対策など、周辺環境への配慮が必要なほか、災害時の避難場所としての機能等、都市住民の都市農業への理解と関心を深めることが必要となっています。

このようなことから、

- ・都市住民と共生する農業経営への支援の取組
- ・地域住民等が享受している都市農業の機能についての理解醸成の取組
- ・都市農業者と消費者である都市住民の交流促進のための取組（情報発信）
- ・防災協力農地が持つ防災機能の維持又は強化及び都市住民等への周知の取組等に対して支援することを目的に農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）

を交付します。

振興交付金の応募方法及び交付対象となる団体等については、この農山漁村振興交付金（都市農業共生推進等地域支援事業）公募要領（以下「公募要領」という。）を御覧ください。

また、本公募に応募される方は、この公募要領のほか、

- ・農山漁村振興交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）
- ・農山漁村振興交付金実施要綱（以下「実施要綱」という。）
- ・農山漁村振興交付金(都市農業機能発揮対策)実施要領(案)（以下「実施要領案」という。）

を必ずお読みいただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

公募期間：令和3年2月26日（金）から令和3年3月12日（金）まで

第2 事業内容等

公募対象は、振興交付金における（都市農業機能発揮対策）のうち「都市農業共生推進等地域支援事業」（以下「本事業」という。）とし、次に掲げる取組について支援します。

1 都市住民と共生する農業経営への支援

- (1) 都市住民と共生する農業経営への支援策等の検討（ソフト事業）
- (2) 都市農業の機能についての都市住民の理解醸成への取組（ソフト事業）
- (3) 都市農地の周辺環境対策や農業体験活動等に必要となる簡易な施設整備（ハード事業）

2 情報発信に関する支援（マルシェ開催等）

- (1) 都市農業者と都市住民の交流促進のための取組（ソフト事業）
- (2) マルシェの開催等の情報発信活動（ソフト事業）

3 防災協力農地の機能の強化への支援

- (1) 防災協力農地が持つ防災機能の維持・強化及び地域住民等への周知（ソフト事業）
- (2) 防災協力農地に指定された都市農地及び附帯する農業関連施設の維持管理等の活動（ソフト事業）
- (3) 都市農地の防災機能を強化するために必要となる簡易な施設整備（ハード事業）

※ 振興交付金の対象となる取組の実施期間は2年以内です。

※ また、1及び3に係る簡易な施設整備については、その施設の整備開始年度内の竣工が条件となります。

※ 事業内容、選定要件、交付率等の詳細は実施要領を確認願います。

※ 別添の「パンフレット」も併せてご参照ください。

※ 各事業とも、取組の一環として農林水産省から別途依頼する「アンケート調査」の実施が必須となります。依頼は選定された事業実施主体に対し個別に行います。

※ 事業終了後の一定期間、事業実施主体に対し取組状況の現況調査を行います。

【制度説明の動画（YouTube）】

本制度の説明の動画をYouTubeで公開していますのでご参照下さい。

URL: https://www.youtube.com/watch?v=ab5uHm5z_BY

QRコード：



第3 事業実施主体

事業実施主体は以下のとおりです。

1 都市住民と共生する農業経営への支援【第2の1の取組】

市街化区域内の農地を有する市区町村と都市農業関係者により構成される地域協議会

※ 市区町村は必須の構成員となります。

※ 都市農業関係者とは、都市農業者、市民農園開設者、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター、都市住民、食品関連事業者、教育関係者、民間企業、特定非営利活動法人、経営コンサルタント、税理士等です。

2 情報発信に関する支援（マルシェ開催等）【第2の2の取組】

(1) 市区町村

(2) 農業協同組合

(3) 特定非営利活動法人

(4) 民間企業

(5) 地域住民、農業者、農業法人等の組織する団体（代表者の定めがあり、会計処理、意思決定方法等について規約等が整備されているものに限る。）

(6) 農村振興局長が特に必要と認める団体

3 防災協力農地の機能の強化への支援【第2の3の取組】

(1) 市区町村

(2) 市区町村が出資する団体

(3) 農業協同組合

(4) 土地改良区

(5) 特定非営利活動法人

(6) 一般社団法人又は一般財団法人

(7) 公益社団法人又は公益財団法人

(8) 地域住民、農業者、農業法人等の組織する団体（代表者の定めがあり、会計処理、意思決定方法等について規約等が整備されているものに限る。）

(9) 農村振興局長が特に必要と認める団体

※ 市区町村以外が事業実施主体の場合は、市区町村が事業実施主体と連携又は事業実施主体の構成員である必要があります。

第4 選定要件（必須要件）

応募にあたっては、以下の取組毎のそれぞれの要件をすべて満たす必要があります。

1 都市住民と共生する農業経営への支援の要件【第2の1の取組】

- (1) 事業実施区域が都市計画区域内に所在すること。
- (2) ハード事業を実施する場合、生産緑地内又は都市計画法・都市緑地法による基本計画等により保全の方針が示されている農地であること。
- (3) ハード事業を実施する場合、ソフト事業を必ず実施すること。
- (4) ハード事業を実施する場合、実施要領第8の1（4）の要件を満たしていること。

2 情報発信に関する支援（マルシェ開催等）の要件【第2の2の取組】

- (1) 事業実施区域が都市計画区域内に所在すること。
- (2) 事業実施区域は、原則、複数の市町村にまたがるものであること。
ただし、特別区及び政令指定都市にあっては単独市で実施可能。

3 防災協力農地の機能の強化への支援の要件【第2の3の取組】

- (1) 市区町村が事業実施主体と連携又は事業実施主体の構成員であること
- (2) 防災協力農地として指定された、又は指定しようとする農地が生産緑地内又は都市計画法・都市緑地法による基本計画等により保全の方針が示されている農地であること。
- (3) 対象農地の面積が概ね300㎡以上であること、対象農地が直近の国勢調査結果に基づき設定された人口集中地区内であることかつ、防災協力農地に係る協定等により農地所有者の特定が可能であること
- (4) ハード事業を実施する場合、実施要領第8の2（4）の要件を満たしていること。
- (5) ハード事業を実施する場合、ソフト事業を必ず実施すること。

4 上記1. 2. 3の支援の共通要件

- (1) 自立的かつ継続的な取組であること。
- (2) 優良事例として取組が進んでいない地域への波及効果が見込まれること。
- (3) 都市農地の保全の取組や周辺住民の都市農業への理解・関心を高める取組又は防災機能を高める取組を継続的かつ積極的に取り組むことが確実であること。
- (4) 事業実施主体が地域協議会等の場合、代表者の定めがあり、会計処理、意思決定方法等について定める規約等を整備していること。

第5 各年度における交付上限額

取組毎の各年度における上限額は以下のとおりです

1 都市住民と共生する農業経営への支援【第2の1の取組】

上限額 250万円

ただし、簡易な施設整備の上限額は150万円又はソフト事業の2分の3を超えないいずれか低い額。

例1：ソフト事業 40万円の場合 ハード事業上限 60万円

例2：ソフト事業 100万円の場合 ハード事業上限 150万円

2 情報発信に関する支援（マルシェ開催等）【第2の2の取組】

上限額 100万円

3 防災協力農地の機能の強化への支援【第2の3の取組】

上限額 150万円

ただし、簡易な施設整備の上限額は50万円又は総事業費の2分の1を超えないいずれか低い額。

例1：ソフト事業 50万円の場合 ハード事業上限 50万円

例2：ソフト事業 100万円の場合 ハード事業上限 50万円

第6 説明会の開催

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため説明会は実施しません。
事業の説明動画を下記のURLに掲載しておりますのでご確認下さい。

URL: https://www.youtube.com/watch?v=ab5uHm5z_BY



第7 提案書の作成及び提出等

1 応募に必要な書類

農山漁村振興交付金（都市農業共生推進等地域支援事業）実施提案書（以下「提案書」という。）及び申請者の組織、活動内容等を示す次に掲げる資料を御提出願います。

提案書には、事業の内容や主な経費、実施体制、目標等の具体的な計画内容について記入していただきます。

※ 提案書の様式を農林水産省ホームページ内（<http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>）からダウンロードし、様式に従って作成してください。

なお、交付金の対象となる経費については、別紙1を参考にしてください。

また、事業の目標として設定する指標については、別紙2を参考にしてください。

- (1) 団体の代表者や会計処理、意思決定方法等が分かる資料（設立趣意書、定款、規約等。なお、当該資料が策定されていない場合、案の内容を示す文書等でも可。）
- (2) 提案者の財務状況が分かる資料（過去の決算書、貸借対照表、損益計算書、預金残高証明書等）
- (3) 連携する団体等がある場合には、その団体等の概要が分かる資料
- (4) 事業費の積算資料（可能な限り詳細に分かる資料とすること）
- (5) 取組を実施する農地の区域を確認できる資料として、市区町村が発行する都市計画証明又はその他の確認できる資料
- (6) 第2の1に係る簡易な施設整備を実施される場合は、整備の概要を示す以下の資料
 - ア 整備予定地の現状写真、計画地区位置図及び計画施設平面図(イメージが分かるもので可)
 - イ 施設の規模決定根拠資料
 - ウ 施設の管理規程又は利用規程（実施要領の第12を参照）
- (7) 第2の3に係る簡易な施設整備を実施される場合は、整備の概要を示す以下の資料
 - ア 整備予定地の現状写真、計画地区位置図及び計画施設平面図(イメージが分かるもので可)
 - イ 施設の規模決定根拠資料
 - ウ 施設の管理規程又は利用規程（実施要領の第12を参照）
 - エ 取組を実施する農地が人口集中地区内に存在することが確認できる資料

※ 人口集中地区が確認できる政府統計の総合窓口 (e-Stat) GIS機能 (地図による小地域分析) ホームページアドレス (独立行政法人統計

センター) <https://jstatmap.e-stat.go.jp/>
オ 事業実施予定の農地が概ね300㎡以上の農地であることが確認できる資料

(8) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づく地区防災計画と連動した取組や地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第1項に基づく地域再生計画と関連した取組がある場合は、関連が確認できる資料
地方公共団体が申請者である場合には、上記(1)及び(2)は必要ありません。

2 応募に当たっての留意事項

(1) 1提案者の応募可能数は、「第2 事業内容等」の取組のうち、1つとします。

(2) 応募は、単独又は連名で行うことが可能です。

ただし、連名で応募する場合には、提案書が選定されてから、第8の1の実施計画の提出までの間(1ヶ月程度)に、団体等を組織していただく必要がありますので御留意ください。

また、団体等の組織設立に要した費用については、交付金の交付対象にはなりません。

なお、団体の代表者として応募を行う個人が、別の応募団体に代表者以外の立場で参加することを妨げるものではありません。

(3) 過去に都市農業機能発揮対策事業(都市農業共生推進地域支援事業)の交付を受けた方は第2の1及び2の取組に応募することはできません。また、都市農業機能発揮対策事業(防災協力農地等地域支援事業)の交付を受けた方は第2の3の取組に応募することはできません。

(4) 過去に農山漁村振興交付金(都市農業機能発揮対策のうち都市住民と共生する農業経営の実現)の交付を受けた方は第2の1及び2の取組に応募することはできません。また、農山漁村振興交付金(都市農業機能発揮対策のうち防災協力農地の機能の強化)の交付を受けた方は第2の3の取組に応募することはできません。

(5) 提案者が、提案書類の提出から過去3年以内に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適正化の審査においてその事実を考慮するものとします。

3 書類の提出方法等

(1) 提出方法

次の宛先に御持参又は御郵送願います。

農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 都市農業室

〒 100-8950 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

T E L 03-3502-5948

(2) 提出期限

令和3年3月12日(金) 17時まで (郵送の場合も同日必着)

(3) 提出に当たっての留意事項

ア 提案書及び添付資料(以下「提案書等」という。)に虚偽の記載、記載漏れ、必須となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりませんので、注意して作成願います。

イ 本交付金の目的と異なる内容の提案は審査対象となりませんので、注意して作成してください。

ウ 提出する提案書類は、1提案者につき1点に限ります。

エ 提出部数は1部です(※片面印刷)。

オ 書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書等の返却は行いません。

カ 提出された書類については、機密保持に努め、審査以外には使用いたしません。

第8 提案書の選定等

1 審査方法

提案書の選定については、外部有識者等からなる選定審査委員会を設置し、2の観点から審査した結果に基づき行います。

選定審査委員会においては提案者から提出された提案書等の内容について書類審査及び必要に応じヒアリング審査を行い、それらの評価結果を基に振興交付金を交付する候補者(以下「補助金等交付候補者」という。)の案を決定します。

なお、振興交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額される場合があります。

選定審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、補助金等交付候補者の案の決定に関わる審査の内容、審査結果等に関する一切の質問を受け付けませんので御了承願います。

2 審査の観点

(1) 必須要件

実施要領第8の実施基準及び別表第1に定める選定要件を満たしていること。

(2) 審査項目

ア 第2の1事業について

(ア) 事業の目的との整合性

事業目的と提案書の取組の内容は整合しているか。

(イ) 事業目標の妥当性

事業目的に合致した事業目標か。

(ウ) 事業計画の妥当性

- a 都市住民と共生する農業経営の実現、都市農業の機能についての理解醸成、農業への関心の向上等への取組として妥当か。
- b 事業実施体制は妥当か。
- c 事業費の積算は適正か。施設整備を実施する場合、規模は妥当か。
- d 交付金交付終了後も自立的・継続的な取組が行われることが見込めるか。施設整備を実施する場合、施設の維持・管理方法は適切か。

(エ) 事業効果の妥当性

- a 都市農業者と関わる地域のコミュニティの維持が図られるか。
- b 都市住民の農業への関心の向上が図られるか。

イ 第2の2の事業について

(ア) 事業の目的との整合性

事業目的と提案書の取組の内容は整合しているか。

(イ) 事業目標の妥当性

事業目的に合致した事業目標か。

(ウ) 事業計画の妥当性

- a 都市農業者と消費者である都市住民の交流促進等への取組として妥当か。
- b 事業に参加する農業者等が耕作する農地面積割合。
- c 事業実施体制は妥当か。
- d 事業費の積算は適正か。
- e 交付金交付終了後も自立的・継続的な取組が行われることが見込めるか。

(エ) 事業効果の妥当性

- a 都市農業者と関わる地域コミュニティの維持が図られるか。
- b 都市住民の農業への関心の向上が図られるか。

ウ 第2の3の事業について

(ア) 事業の目的との整合性

事業目的と提案書の取組の内容は整合しているか。

(イ) 事業目標の妥当性

事業目的に合致した事業目標か。

(ウ) 事業計画の妥当性

- a 防災協力農地の機能の維持・強化への取組として妥当か。
- b 事業実施体制は妥当か。
- c 事業費の積算は適正か。施設整備を実施する場合、規模は妥当か。
- d 交付金交付終了後も自立的・継続的な取組が行われることが見込めるか。施設整備を実施する場合、施設の維持・管理方法は適切か。

(エ) 事業効果の妥当性

- a 防災協力農地の維持・強化及び周知等が図られる取組か。
- b 都市農業者と関わる地域コミュニティの維持が図られるか。

エ 特別の加点

提案書の審査に当たり、以下の取組を行う場合には特別の加点をいたします。

- (ア) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく地区防災計画と連動した取組（第2の3の事業のみ）
- (イ) 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に基づく地域再生計画と関連した取組
- (ウ) 都市農業基本法（平成27年法律第14号）第10条に基づく地方計画が市町村において策定されているか
- (エ) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）による都市農地貸借を活用した取組で、事業実施主体として取組に参加する借り手の都市農業者が49歳以下の場合
- (オ) 生産緑地の指定に向けた取組
- (カ) 農福連携に関連する取組
- (キ) 生産緑地面積の減少が全国平均より進んでいる地域での取組

※（ア）～（カ）の特別の加点の対象となる場合、第6の1の資料に加え、上記の関連が確認できる資料を御提出ください。

3 審査結果の通知等

農村振興局長は、選定審査委員会の選定結果を踏まえ、補助金等交付候補者を選定し、補助金等交付候補者となった提案者に対してその旨を、それ以外の提案者に対しては補助金等交付候補者とならなかった旨をそれぞれ通知します。

また、当該通知において、第8の1の申請に当たって条件を付することがあります。

選定の通知については、補助金等交付候補者となったことをお知らせするものであり、交付金の交付は、別途必要な手続を経て正式に決定されることとなります。

なお、補助金等交付候補者となった提案者が辞退等した場合、それに伴い、補助金等交付候補者とならなかった申請者の中から、補助金等交付候補者を選定する場合があります。その場合は、事前に該当する提案者に対して御連絡いたします。

第9 事業の実施及び交付金の交付に必要な手続等

1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の承認

補助金等交付候補者は、通知を受けてから1ヶ月以内に実施要領第6の1に基づく農山漁村振興推進計画及び事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を農村振興局長に申請し、その承認を受けてください。

なお、事業内容や対象経費の精査のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリング日時等については、申請者へ事前に御連絡いたします。

また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため次に掲げる資料が必要となります。対象経費の精査により、交付金の対象対象経費とならない場合がありますので御了承願います。

- (1) 賃金及び謝金については、単価の適切な根拠資料
- (2) 旅費については、旅費規程など適切な根拠資料
- (3) 外部委託については、精算、複数者からの見積等の根拠資料

(4) (1) から (3) までに掲げる事項のほか、対象経費を確認する根拠資料

2 交付金の支払手続

農村振興局長が振興推進計画等を承認したときは、振興交付金の申請者に対して交付金割当通知を送付し、承認された事業に割り当てられた交付金の額をお知らせします。

振興交付金の申請者は、割当された額を踏まえ、交付要綱の第5に定める交付申請書を作成し、農村振興局長に提出してください。

その後、農村振興局長から発出する振興交付金の交付決定通知の通知日以降に振興交付金の対象となる事業を開始することができます。通知日以前に発生した経費は、原則として交付金の交付の対象になりません。

振興交付金の支払方法は事業の実施終了後の精算払（後払い（実費精算）とする。）を原則とします。支払いに関する手続は、以下のとおりです。

(1) 振興交付金の申請者は、事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日のいずれか早い期日までに、別に定める実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して、農村振興局長に提出してください。

(2) その後、農村振興局長において、提出された当該実績報告書と領収書等の写しについて審査し、交付決定額の範囲内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、確定通知の送付により交付金が支払われます。

領収書等の確認により、交付金の対象対象経費とならない場合がありますので御了承願います。

第10 問合せ先

お問合せについては、以下の連絡先に電話又はFAXにより御連絡いただきますようお願いいたします。(問合せ時間：10:00～12:00 13:00～17:00 ※平日のみ)

農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 都市農業室 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL : 03-3502-8111 (内線5445) FAX : 03-3595-6340

参考

この公募要領で記載しているもののほかにも、実施に必要な条件や事業実施の手続等について、実施要綱及び実施要領に定めておりますので、下表を参考にご確認をお願いします。

主な関連事項	実施要綱／実施要領
1. 事業内容等 事業実施主体、具体的な事業内容、 選定要件、交付率及び助成額について	実施要領第3 別表第1
2. 事業実施の手続 事業の実施に係る提出手続について (農山漁村振興推進計画及び事業実 施計画)	実施要領第6
3. 事業管理及び評価 事業の遂行状況報告、完了報告、目 的達成状況報告、事業実施結果の評価 について	実施要綱 第6 実施要領 第15、16、17

別紙1 農山漁村振興交付金（都市農業共生推進等地域支援事業）の対象経費

区 分	経 費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料、簡易な施設整備費等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当）（本事業の業務を実施するための労働の対価として労働時間に応じて支払う経費（退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費等	資材購入費、調査試験用資材費
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費
14 研修費	実践研修に要する手当

別紙2 目標及び指標【参考例】

事業内容	目 標	指 標	単 位
1 都市住民と共生する農業経営に向けた取組			
都市農業推進協議会の開催 住民向けのシンポジウム等の開催	都市農業の機能についての理解促進 "	協議への参加者数 シンポジウム等への参加者数	人/回 人/回
簡易な施設整備 農薬飛散、臭気、騒音、土ほこり、土砂流出を防止又は提言するための施設整備	都市農地の保全・都市農業の振興	施設整備に伴う生産量の維持・拡大 施設整備に伴う周辺住民の生活安定	農地面積 ㎡ 人
農作業体験のための付帯施設整備	都市農業の理解醸成	利用者数	人
2 情報発信活動			
マルシェの開催	現場からの情報発信	マルシェへ回数及び来場者数 売上額 都市農業への理解度の向上	回、人/回 円 %、人/人中
3 防災協力農地の機能強化の取組			
住民向け説明会等の開催 意義周知資料の作成	都市住民等の理解促進 "	説明会等への参加者数 都市農業機能への理解度の向上	人/回 %、人/人中
新たな協定の締結に向けた取組	協力農家の掘り起こし	農家への意向調査、訪問説明数、協力農家数、協力農地面積	件/年 ㎡ 人/回
防災訓練の実施	地域の協力体制の強化	訓練参加者数	人/回
簡易な施設整備 防災兼用井戸の整備	都市農地の保全・都市農業の振興	安定した用水確保に伴う生産量の維持・拡大	農地面積 ㎡
	災害時における雑用水の確保	揚水量	リットル/分
ほ場進入路の拡幅	都市農業の振興	進入路拡幅に伴う生産性の向上	農地面積 ㎡
	災害時の避難効率向上	災害時に想定する避難者数	人